

田辺市告示第182号

次の業務について、公募型プロポーザル方式を実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和8年5月15日

田辺市長 真 砂 充 敏

1 業務の概要

- (1) 業務名 田辺市歴史公文書選別支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「田辺市歴史公文書選別支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

2 参加資格要件

本業務に係る公募型プロポーザル方式に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 本市の物品等入札参加資格を有する者であること。
- (2) 本市の入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

(5) 国税を完納していること。市内業者又は田辺市内に受任営業所等を有する業者については、国税及び田辺市税を完納していること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等による徴収猶予等の措置を受けている場合は、この限りでない。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団員法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本プロポーザル方式に参加しようとする者

(7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

(8) 提案事業者は、本業務内で取り扱う利用情報等の個人情報及びデータ管理観点から、以下の認証のいずれかを取得し、会社としてのリスクマネジメント体制を構築していること。なお、再委託先がある場合は、委託先をあらかじめ明らかにすること。

① 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001 又は JIS Q 27001）

② プライバシーマーク（JIS Q 15001）

(9) 提案事業者は、令和3年度以降、人口5万人以上の自治体において、文書管理シス

テムの導入支援その他文書管理に関するコンサルティングを行った実績があること。

3 実施要領等の交付期間及び方法

本業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間 令和8年5月15日から令和8年5月27日まで

(2) 交付方法 田辺市役所ホームページ

URL : <https://www.city.tanabe.lg.jp/>

田辺市総務部総務課で直接配布も可能。

4 その他

スケジュール、参加手続、評価基準、候補者の選定方法その他プロポーザル方式に関する事項等については、実施要領等を参照すること。

5 担当部署

〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号

田辺市総務部総務課庶務係

電 話 0739-26-9916

F A X 0739-22-5310

e-mail soumu@city.tanabe.lg.jp